

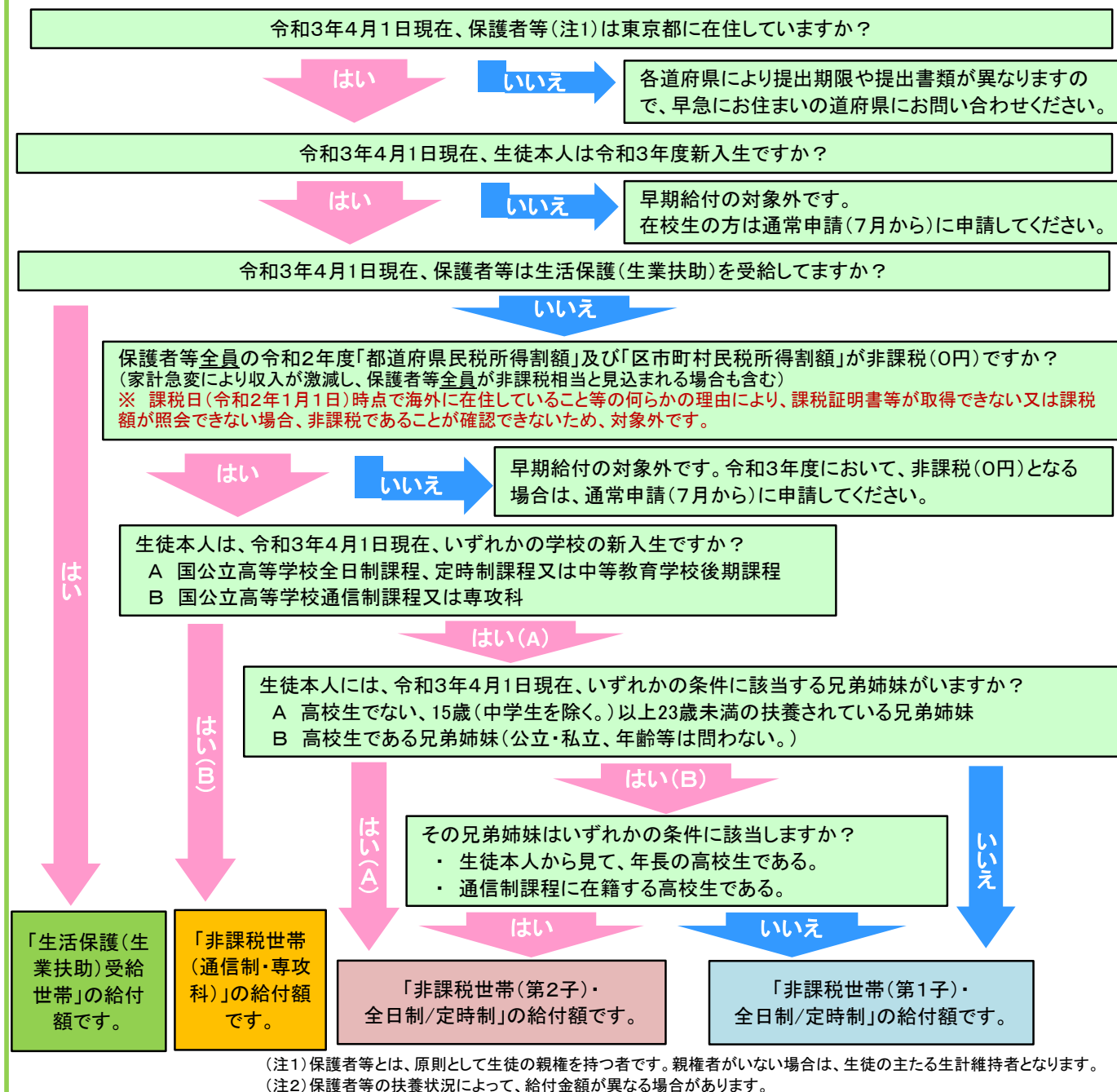
令和3年度東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」^{しょうがく}制度の御案内<新入生への一部早期給付>

「奨学のための給付金」とは、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者の口座に振り込まれる制度です。

通常の「奨学のための給付金」は、7月から申請を受け付け、給付金（年額）を一括で振り込みますが、令和3年度新入生のうち、希望される方は、4～6月分（年額の4分の1）を早期に受給することができます。一部早期給付を希望される方のみ申請してください。7～翌3月分を受給するためには、別途申請が必要です。一部早期給付を希望しない方は、7月から受付を開始しますので、対象となる場合は忘れずに申請してください。

※ 「就学支援金」、「給付型奨学金」とは提出期限・認定基準等が異なります。十分確認してください。

1 対象確認シート（一部早期給付）



2 給付額（一部早期給付）

	早期給付額(4～6月分)		通常申請給付額(7～翌年3月分)		年 額	
	全日制/定時制	通信制/専攻科	全日制/定時制	通信制/専攻科	全日制/定時制	通信制/専攻科
生活保護(生業扶助)受給世帯	8,075円	8,075円	24,225円	24,225円	32,300円	32,300円
非課税世帯(第1子)	27,525円	12,125円	82,575円	36,375円	110,100円	48,500円
非課税世帯(第2子以降)	35,425円		106,275円		141,700円	

※正式な給付額は、令和3年4月以降決定します。

※早期給付の給付時期は令和3年9月頃の予定です。なお、通常申請の給付時期は12月以降です。

※7～翌年3月分の支給を受けるためには、再度申請が必要です。

※世帯状況の変化等により、通常申請で給付されない場合や、給付額が異なる場合があります。

3 対象となる方の詳細

令和3年4月1日（基準日）時点で、次の要件を満たしている保護者等

(1) 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する令和3年度入学の国公立高校生等がいること。（基準日以降の入学者は入学日）

- ※ 高校生が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合は対象となりません。
- ※ 兄弟姉妹で制度対象者が複数いる場合、それぞれ申請を行ってください。

(2) 保護者等が東京都内に住所を有していること。

- ※ 保護者等が東京都外に住所を有している場合、申請先は居住する道府県です。
- ※ 生徒本人が東京都外の国公立高等学校等に在籍している場合であっても、保護者等が東京都内に住所を有している場合、申請先は東京都教育委員会です。

(3) 生活保護受給世帯又は保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税（0円）であると証明できること。又は令和3年4月までに保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税（0円）世帯相当となる見込みであること。

- ※ 何らかの理由で課税証明書等が取得できない又はマイナンバーによる課税額の照会ができない場合、本制度の対象外です。
- ※ 災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象外です。

「都道府県民税所得割額」及び「区市町村民税所得割額」が非課税相当となる世帯年収見込み

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人
世帯年収見込	204.4万円未満	221.6万円未満	271.6万円未満	321.6万円未満	370.4万円未満
年間所得金額	125万円未満	137万円未満	172万円未満	207万円未満	242万円未満

- ※ 世帯の人数とは、申請者（保護者等）とその扶養親族の人数を合わせた人数です。
- ※ この表の世帯年収とは、会社員で給与収入のみの場合の総収入をいいます。
- ※ 2人世帯の世帯年収見込額及び年間所得金額は、寡婦（夫）世帯の場合の金額です。

4 よくある質問

Q1 所得割額が非課税であることは、どうすればわかりますか？

A1 お勤めの会社等から渡される特別徴収税額通知書や、お住まいの市区町村から送付される住民税納税通知書を参照してください。これらの書類をお持ちでない場合は、令和2年1月1日時点にお住まいの区市役所・町村役場等で令和2年度住民税（非）課税証明書を発行してもらい、確認してください。

Q2 海外に赴任しているため、日本国内に住所を有していません。就学支援金は支給されているので、奨学のための給付金も受給することはできますか？

A2 奨学のための給付金は、保護者全員の住所が日本国内にあることが条件となります。海外に赴任し、保護者等の一人でも住所が国内にない場合は、奨学のための給付金の支給対象とはなりません。ただし、令和3年4月1日現在で、一方の保護者等が都内に住所を有し、保護者等全員の令和2年度都道府県民税所得割及び市区町村税所得割が非課税と証明できれば対象となります。

Q3 確定申告をまだしていませんが、申請できますか？

A3 確定申告をしていない場合は、住民税が非課税であるかを確認できないため申請できません。この場合、住民税課税証明書を提出できない又はマイナンバーによる税額の照会ができないため、申請ができませんので、至急確定申告等を行ってください。ただし、令和3年4月1日現在で生活保護（生業扶助）を受給している場合は、確定申告等の必要はありませんので、生業扶助受給証明書を提出してください。

Q4 父親が単身赴任で、他県に住んでいます。申請は、東京都にしてもよいですか？

A4 東京都が生活の本拠地となる場合は、東京都に申請してください。ただし、単身赴任先の道府県に既に申請している場合は、東京都への申請はできません。

Q5 4月1日以降に、転学（退学）したのですが、申請できますか？また、申請できる場合、転学先の学校に提出すればよいですか？

A5 申請できます。4月1日時点で在籍していた学校に提出してください。

Q6 令和2年度は「都道府県民税所得割額」及び「区市町村民税所得割額」が非課税（0円）ではありませんが、令和3年度は非課税となる見込みです。どのように申請すればよいのでしょうか？

A6 7月に通常申請の受付を開始しますので、忘れずに申請してください。7月申請で認定された場合、給付額（年額）が振り込まれます。

Q7 一部早期給付による支給を受けました。通常申請ではいくら支給を受けられるのでしょうか？

A7 通常申請において、当該年度の課税額及び7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から、早期給付にて支給した金額を差引いた額を支給します。早期給付にて支給した金額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、返還を求めることはありませんが、通常申請において支給はありません。

5 必要書類

※ ☆マークがついている書類は、在学する都立学校の経営企画室又は東京都教育委員会のホームページで、令和3年4月以降、入手することができます。



申請者全員

- ① 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（☆）
- ② 支払金口座振替依頼書（☆）＋ 通帳の写し
（金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ）
- ③ 充当委任状（☆）（都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合）



生活保護（生業扶助）受給世帯の方

- ④ 生業扶助受給証明書（☆）
 - ・ 「生業扶助受給」等の記載がある場合は、福祉事務所発行の生活保護受給証明書の提出でも可能です。
 - ・ 保護者に係る「受給開始日」が「令和3年4月1日」以前、証明書の発行日が「令和3年4月1日」以降となっていることを確認してください。



非課税世帯（第1子及び第2子）及び家計急変世帯の方

	非課税世帯（第1子及び第2子）	家計急変世帯
④	【都立学校の生徒】 マイナンバー収集台紙 （都立学校経営企画室でのみ配布） ※就学支援金の申請でマイナンバー収集台紙を既に提出している場合、提出不要です。	家計急変の事由を証明する書類 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書 破産宣告通知書、廃業等届出書、休業案内等
	【都立学校以外の生徒】 いずれかを保護者全員分 ・ 令和2年度住民税(非)課税証明書 ・ 令和2年度特別徴収税額通知書 ・ 令和2年度住民税納税通知書	家計急変前の収入を証明する書類 いずれかを保護者全員分 ・ 令和2年度住民税課税証明書 ・ 令和2年度特別徴収税額通知書 ・ 令和2年度住民税納税通知書 家計急変後の収入を証明する書類 （保護者全員分） 会社作成の給与見込、直近の給与明細(3ヶ月)等 税理士又は公認会計士の作成した証明書類等
⑤	住民票の写し又は住民票記載事項証明書（☆） 保護者に係る「住民となった日」が「令和3年4月1日」以前、証明書の発行日が「令和3年4月1日」以降となっていることを確認してください。	
⑥	（高校生でない、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合） 兄弟姉妹の健康保険証の写し 健康保険証が国民健康保険の場合、 扶養申立書（☆） も併せて提出してください。	
⑦	（都立以外の高校に在学する兄弟姉妹がいる場合で、第2子としての申請を行う場合） 兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書	
⑧	（生徒本人に保護者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合） 生徒本人の健康保険証の写し 健康保険証が国民健康保険の場合、 扶養申立書（☆） も併せて提出してください。	

※1 マイナンバー収集対象となっていない方の、住民票に記載されているマイナンバーは、**判別できないよう処理(黒塗り等)した上**で提出してください。

※2 兄弟姉妹等の健康保険証の写しを提出する場合、健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等記号・番号は、**判別できないよう処理(黒塗り等)した上**で提出してください。

■ 提出された（特定）個人情報の取り扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の（特定）個人情報については、法令等に従い適正に管理します。なお、奨学のための給付金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督をいたします。

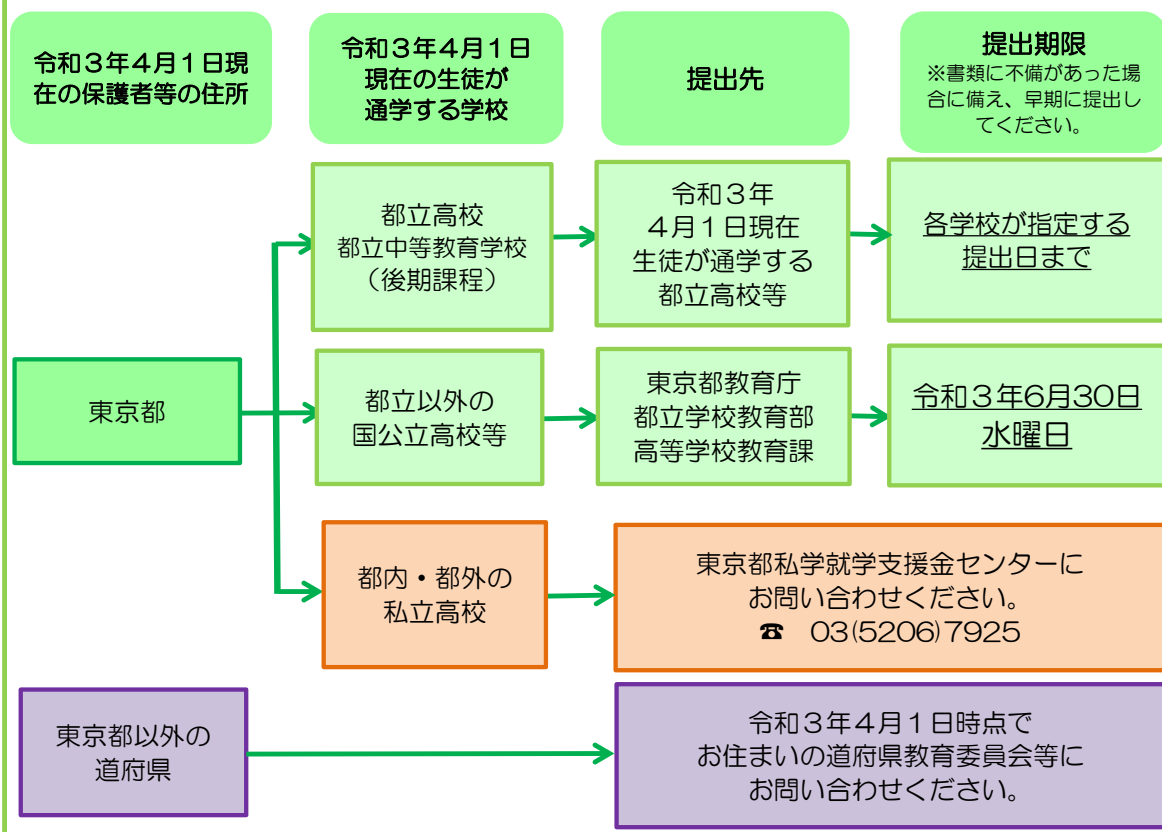
御提出いただいたマイナンバーは他の就学支援事業（高等学校等就学支援金、東京都立学校等給付型奨学金、東京都立学校等学び直し支援金）に利用させていただく場合がございます。あらかじめ御承知おきください。

6 書類提出上の注意点

- (1) 都立学校等における就学支援金等の申請で、マイナンバー収集台紙等、既に提出している必要書類がある場合、奨学のための給付金申請時の再提出は不要です。ただし、都立以外の学校に通っている場合は、必要書類を全て提出してください。
※就学支援金等の申請で、生業扶助受給証明書及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書の発行日が「令和3年4月1日」より前のものを提出している場合、今回の申請では「令和3年4月1日」以降に発行された証明書を再度提出する必要があるので注意してください。
- (2) 一度提出された書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、その写し（コピー）を提出してください。写しを提出する場合は、氏名やマイナンバー等の文字が鮮明に分かるよう複写してください。
- (3) 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めません。その方の所得を確認できる書類の提出は不要となりますので、手続上、親権者又は未成年後見人がいないものとみなして、必要書類を提出してください。
①一時的に親権を行う児童相談所長②児童福祉施設の長③法人である未成年後見人
④財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人
- (4) 都立以外に生徒が通っている場合又は何らかの事情でマイナンバー収集台紙を提出できない方は、「マイナンバー収集台紙」の代わりに以下のいずれかの書類を提出してください。
①令和2（2020）年度 住民税（非）課税証明書
②令和2（2020）年度 特別徴収税額通知書
③令和2（2020）年度 住民税納税通知書
- (5) 都立以外の国公立高等学校等に在学している場合は、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書に、在学する学校の校長から在学及び就学支援金、学び直し支援金の支給又専攻科支援金を受ける資格を有する者である旨の証明（印）を受けてください。

7 提出期限・提出先等

保護者の住所及び生徒本人の通学する学校により提出期限・提出先が異なりますので注意してください。



8 お問合せ

- 生徒本人が都立高等学校又は都立中等教育学校に在籍している世帯
生徒本人が在学している高等学校等の経営企画室
- 生徒本人が都立高等学校等以外の国公立高等学校等に在学している世帯
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎15階
東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
☎ 03(5320)7862（平日9:00～17:45）